

第4回事業報告会 (HP報告)

令和2年12月1日

厚木愛甲環境施設組合

報告内容

1

- 1 ごみ中間処理施設整備事業の概要について**
- 2 事業の進捗状況について**
- 3 整備計画について**
- 4 第3回事業報告会でいただいた御提案・御質問への回答について**
- 5 今後の事業予定について**

1 ごみ中間処理施設整備事業 の概要について

厚木愛甲環境施設組合とは

3

- ◆ **一般廃棄物（ごみ）の共同処理を目的として、平成16年4月に設置された、厚木市、愛川町、清川村を構成市町村とする一部事務組合です。**
- ◆ **一部事務組合とは、地方自治法で規定された特別地方公共団体です。**
- ◆ **当組合は、構成市町村と連携しながらごみ処理施設の整備を通じて循環型社会の形成に取り組んでいます。**

実施する事業の範囲

4

厚木市・愛川町・清川村の事業範囲

ごみの排出

ごみの減量化・資源化対策は、
各市町村の施策により実施されます。

収集・運搬

収集・運搬は各市町村が行います。

厚木愛甲環境施設組合の事業範囲

中間処理

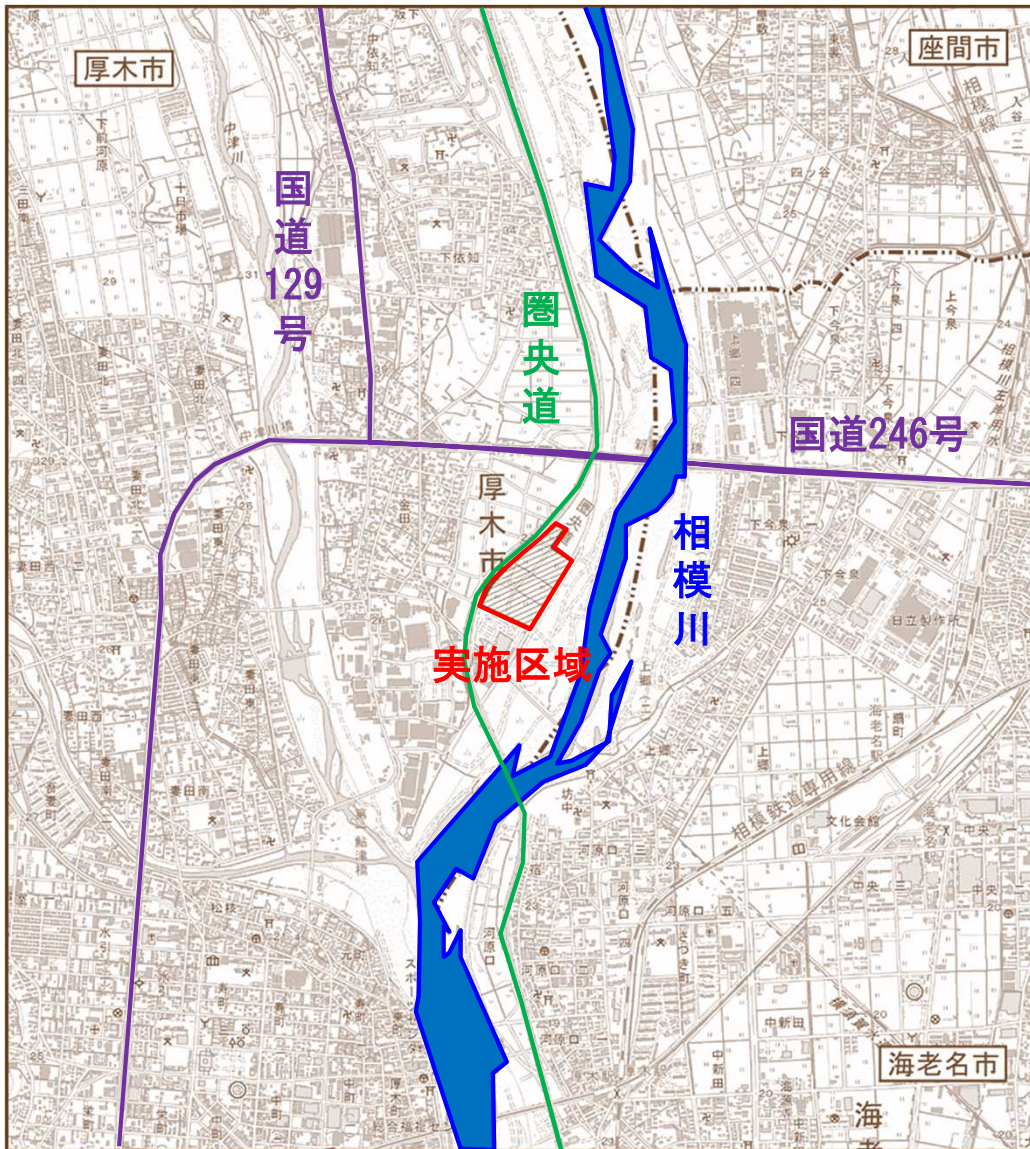
ごみ焼却施設及び
粗大ごみ処理施設を整備・運営します。

資源化

中間処理（焼却処理）後の残渣（灰）は、
民間企業を活用して資源化します。

実施区域の位置

5

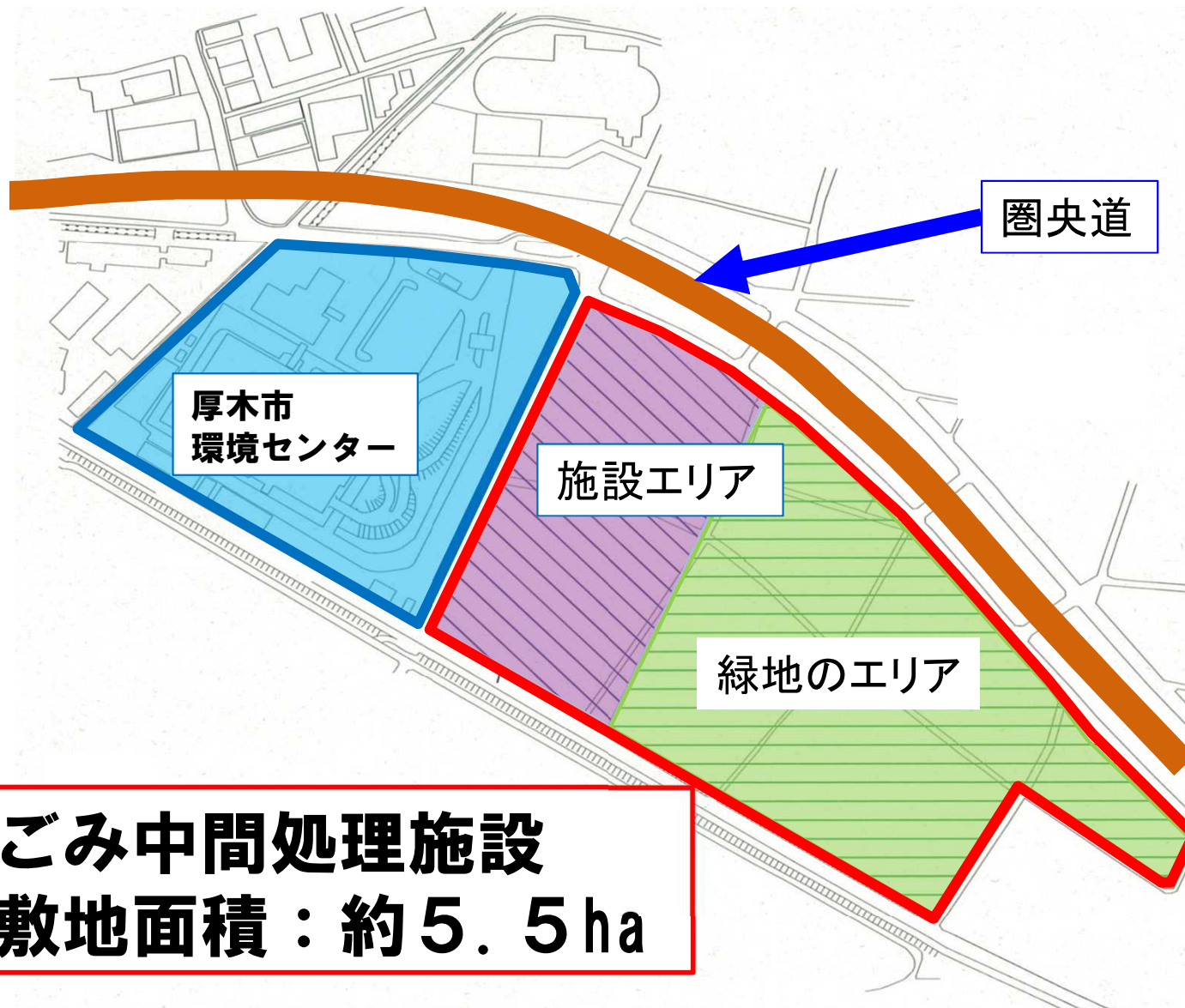


実施区域の位置は圏央道と相模川の間の赤枠で囲んだ場所となっております。

なお、紫色のラインで表示しておりますのが、国道129号、246号。緑のラインで表示しておりますのが、圏央道となります。

新施設の事業予定地

6



緑地のエリアについて

【平時】

自由に利用していただける緑地として整備します。



【大規模災害時】

ごみ中間処理施設で処理しきれない可燃物を仮置きする災害廃棄物一時保管場所として使用します。

焼却施設等の規模見直し

7

令和元年12月に構成市町村に対し、将来のごみ量推計調査を行いました。

調査の結果、稼働年度である令和7年度には、人口減少等の理由から当初の予測より、ごみの量が少なくなるとの予測結果が確認できましたので、焼却施設等の規模見直しを行いました。

令和7年度 ごみ量推計			
	見直し前	見直し後	増減
燃えるごみの焼却量	66,448t	55,078t	－11,370t
粗大ごみの破砕量	3,791t	2,380t	－1,411t

新施設と現施設の比較

8

項 目	新ごみ 中間処理施設		厚木市 環境センター
焼却方式	ストーカ式焼却炉		流動床焼却炉
焼却能力	見直し前 273 トン/日	見直し後 226 トン/日	327 トン/日
粗大ごみ 処理量	見直し前 20トン/日	見直し後 12トン/日	50トン/日
炉の数	2炉		3炉
煙突の高 さ	80m (航空障害灯あり)		59m (航空障害灯なし)
焼却灰	資源化		埋立処分

排ガスの基準

9

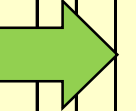
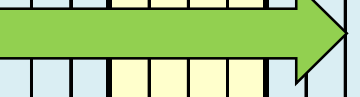
ごみ中間処理施設の排ガス基準ですが、「大気汚染防止法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」の法規制値よりも厳しい、自主規制値としており、県央地区で最も厳しい数値となっています。

項 目	法規制値	自主規制値
ば い じ ん	0.04 g/m ³ N 以下	0.005 g/m ³ N 以下
硫 黄 酸 化 物	2427 ppm以下 (※K値=11.5)	10 ppm 以下
塩 化 水 素	430 ppm 以下	10 ppm 以下
窒 素 酸 化 物	250 ppm 以下	20 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m ³ N 以下	0.01 ng-TEQ/m ³ N 以下
一 酸 化 炭 素	100 ppm 以下	30 ppm 以下

2 事業の進捗状況について

(1) 現在までの経過

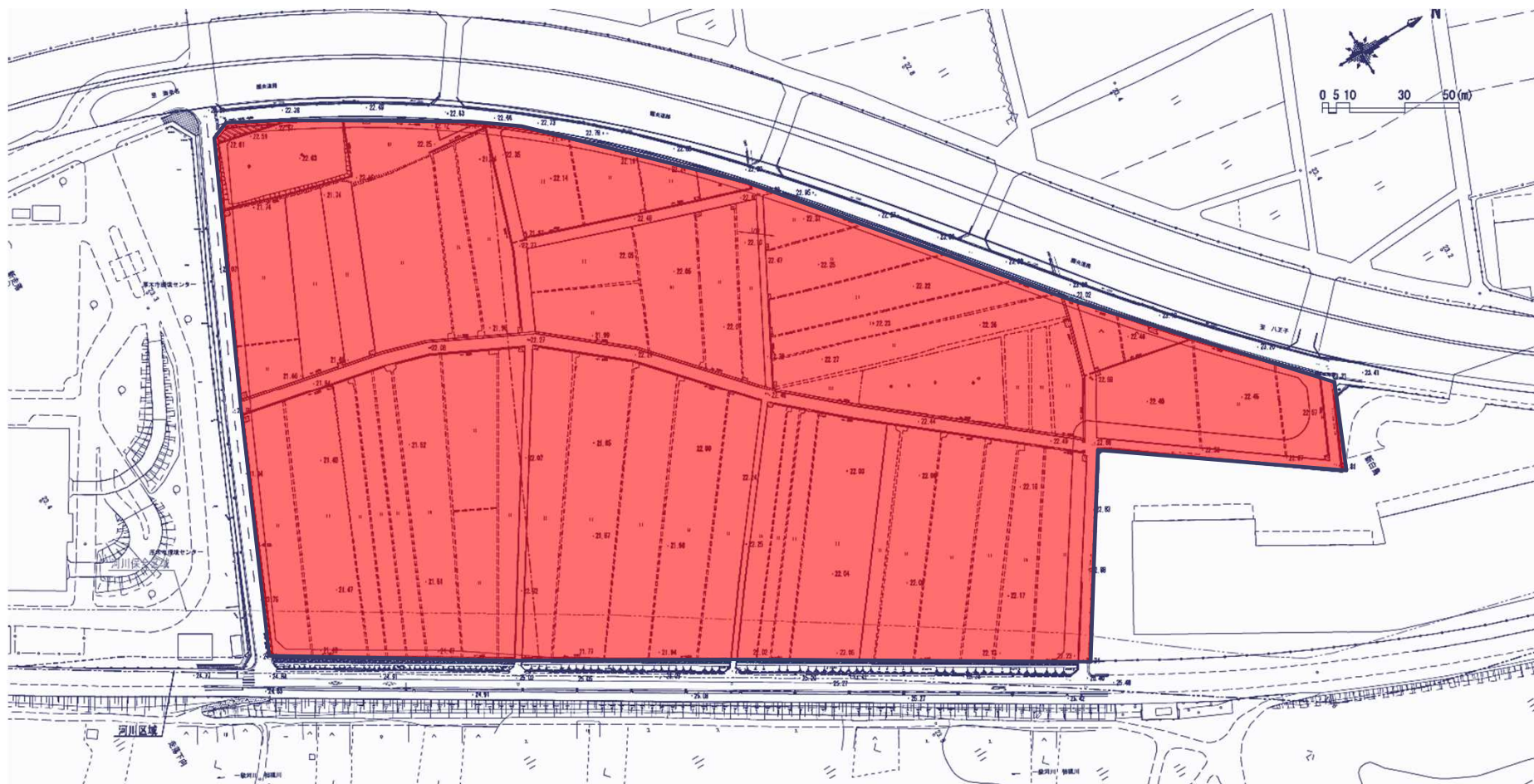
11

項 目 \ 年 度	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R2	R3
施設整備基本計画								
測量調査								
施設基本設計								
環境影響評価 予測評価								
都市計画手続								
用地取得事務								
要求水準書作成 事業者選定								

令和2年度につきましては、用地取得事務、要求水準書作成、事業者選定業務を主な業務として進めてまいりました。

(2) 用地取得状況

12



令和2年4月から、事業用地取得事務を開始し、全ての地権者様と契約を締結させていただきました。

(3) 要求水準書作成・事業者選定

13

・要求水準書とは

民間事業者の募集・選定の際に使用するもので、施設に関する設計・施工、運営の各業務に関して、民間事業者に対して要求する仕様やサービスの水準を示したものです。

令和2年4月16日に要求水準書(案)を公表し、いただいた意見等を参考に、要求水準書を作成しました。

(3) 要求水準書作成・事業者選定

14

・事業者選定

事業者の選定は、総合評価方式で行います。

総合評価方式とは、入札価格のほか技術提案に関わる評価を点数化し、その合計点数が最も高かった事業者と契約する方式です。

金額だけでなく、工事内容の質や内容も評価対象となるため、全体的な内容が優れている事業者を選ぶことができます。

(3) 要求水準書作成・事業者選定

15

事業者選定スケジュール

スケジュールについては
右の表をご覧ください。

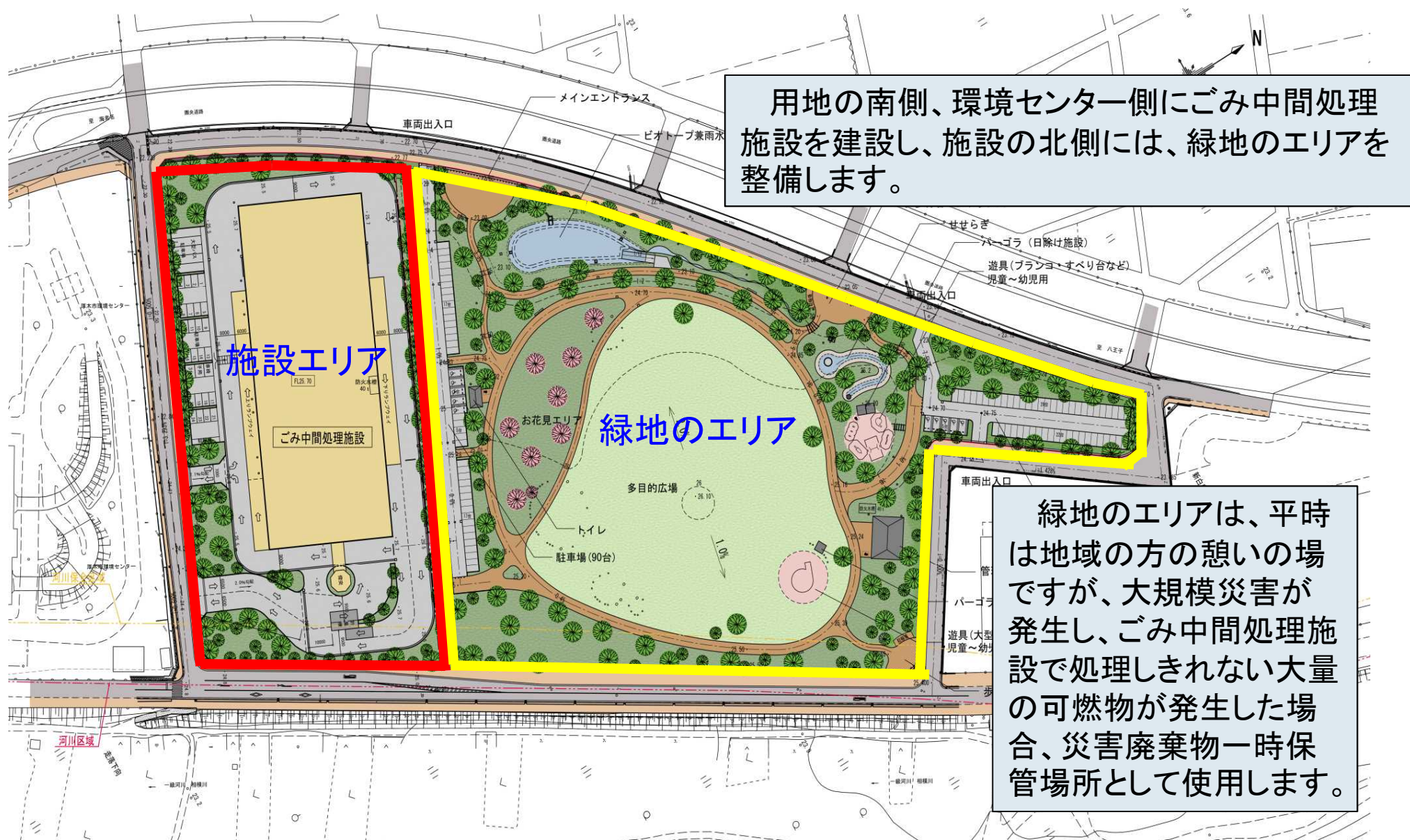
令和3年8月の契約に向け
事務を進めております。

スケジュール	内 容
2020(令和2)年8月7日	入札公告及び募集要項公表
2020(令和2)年8月21日	参加資格審査に関する質問の受付締切
2020(令和2)年9月1日	参加資格審査に関する質問への回答公表
2020(令和2)年9月11日	参加表明、参加資格審査申請書類の受付締切
2020(令和2)年9月18日	参加資格審査結果の通知
2020(令和2)年9月29日	募集要項に関する質問締切
2020(令和2)年10月21日	募集要項に関する質問への回答公表
2020(令和2)年11月20日	概要ヒアリングの実施
2021(令和3)年1月12日	事業提案書の受付締切
2021(令和3)年3月19日	事業提案書の審査
2021(令和3)年3月下旬	落札者の決定及び公表
2021(令和3)年3月下旬	基本協定の締結
2021(令和3)年6月	仮契約の締結
2021(令和3)年8月	建設請負契約の議決
2021(令和3)年8月	特定事業契約の締結
2021(令和3)年8月	事業着手

3 整備計画について

(1) 土地利用計画

17



完成イメージ（全体）

18



航空写真出典：国土地理院 シームレス空中写真

完成イメージ（施設）

19



航空写真出典：国土地理院 シームレス空中写真

完成イメージ（緑地のエリア1）

20



航空写真出典：国土地理院 シームレス空中写真

完成イメージ（緑地のエリア2）

21



航空写真出典：国土地理院 シームレス空中写真

4 第3回事業報告会でいただいた 御提案・御質問への回答について

(1) 土壌汚染調査の追加調査

23



第3回事業報告会(R1.10.26開催)にて、環境影響評価の調査対象箇所として、事業予定地から最も近い施設として「海老名市立有鹿小学校」を追加するよう御提案をいただきました。

現地調査地点については、高さ80mの煙突から排出されるガスが、東西南北で最大濃度となる想定距離に近い小・中学校の4か所を選定しており、南側では海老名市立海西中学校を選定しておりましたが、地域の皆様に安心していただくため、有鹿小学校についても調査対象箇所として追加し、今後の環境影響評価の事後調査に反映いたします。

また、調査項目については、汚染の蓄積を検証できることから、ダイオキシン類の土壌汚染調査を行うこととし、今年度現地調査を実施しました。

(1) 土壤汚染調査の追加調査

24



10月2日、有鹿小学校で
土壤汚染調査を実施しまし
た。

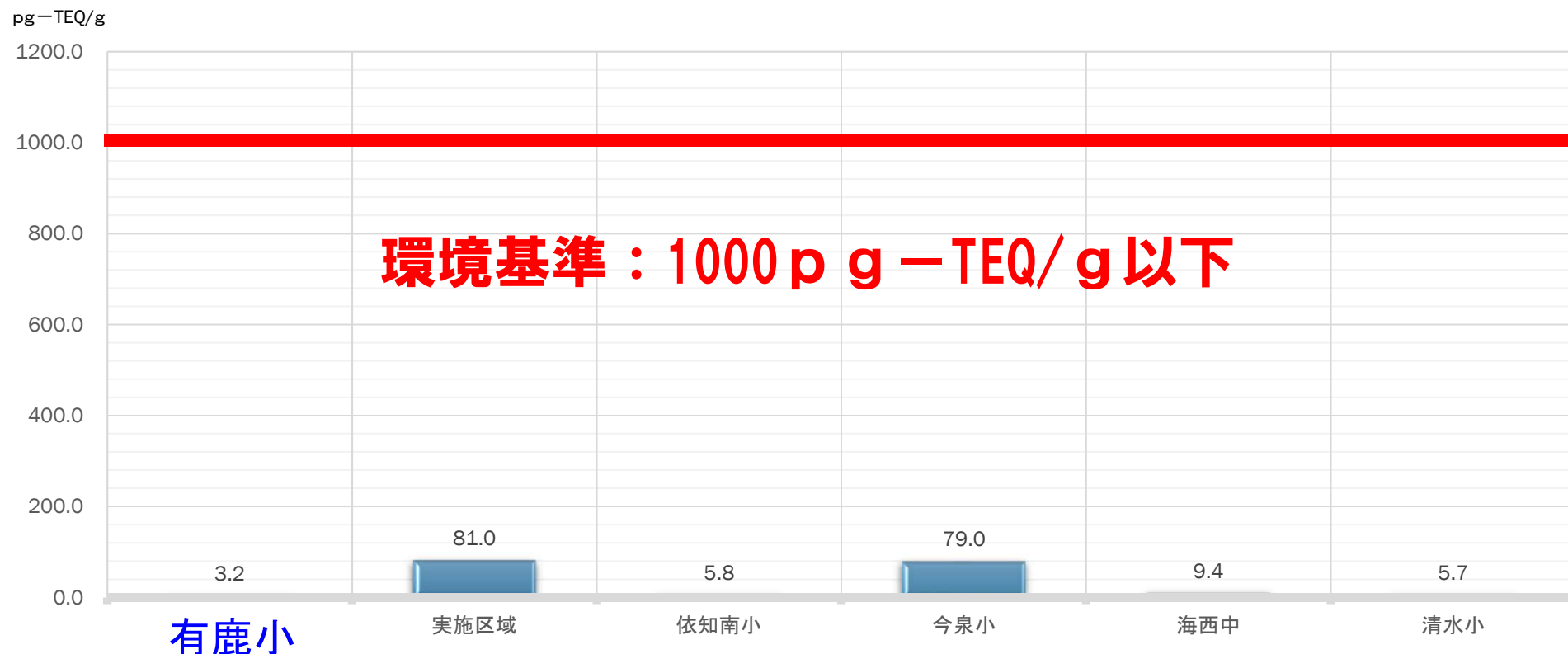
校庭の端5か所から土を
採取し、検査を実施しまし
た。



(1) 土壤汚染調査の追加調査

25

【ダイオキシン類の現地調査結果】



調査の結果、他の調査対象箇所より数値が低いことが確認できました。今後行う環境影響評価事後調査にて活用します。

(2) 相模川流砂系総合土砂管理計画

26

第3回事業報告会(R1.10.26開催)にて、「相模川流砂系総合土砂管理計画」との事業の整合性について御質問がありました。

「相模川流砂系総合土砂管理計画」とは、国、神奈川県及び山梨県の関係機関で構成する「相模川流砂系総合土砂管理推進協議会」が策定した計画です。

相模川では、ダムなどにおいて、土砂の堆積が進む一方、河川や海岸においては、昭和30年代までに行われた砂利採取の影響もあり、河床の局所的な低下や砂浜の侵食など、様々な課題が顕在化してきました。こうした課題に対し、土砂発生域、ダム、河道域、河口・海岸域の関係者が連携して、各領域の特性を踏まえた災害の防止、生態系・景観等の環境保全、適正な利活用など、総合的な土砂管理の推進を目的とした計画となります。

計画については、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所のウェブサイトで確認できます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index117.html

(2) 相模川流砂系総合土砂管理計画

27

策定元である国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所計画課及び神奈川県県土整備局河川下水道部流域海岸企画課に聞き取り調査したところ、相模川流砂系総合土砂管理計画により河川内に堆積土砂が増大し現在の河川計画断面を侵すようなことは無いとの回答をいただきました。

また、計画内容の趣旨が、土砂の流れの改善に向けた取り組みを行うものであり、河岸侵食や河道の局所洗掘、樹林化の進行や礫河原環境の減少、ダム堆砂の進行、土砂災害の発生などの課題に対して対応を図る計画となっていることから、相模川が天井川のように becoming いくことは想像し難く、現在進めているごみ中間処理施設の計画には、支障が無いものと考えます。

なお、平成30年7月に国と神奈川県で「相模川水系相模川・中津川河川整備計画」を策定し、災害の発生の防止又は軽減を図るため、河川の整備に取り組んでいるところです。

計画については、国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所のウェブサイトで確認できます。

https://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/river_shihon00000361.html

5 今後の事業予定について

今後の整備スケジュール

29

項目 \ 年度	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
要求水準書作成 事業者選定								
施設実施設計 土地造成 施設建設 外周道路拡幅 上下水道整備 緑地のエリア整備								
施設稼働								
環境影響評価 事後調査								

現在(R2.12)

事業者選定につきましては、令和3年8月の契約を予定しております。

事業者決定後、施設実施設計、土地造成、施設建設、外周道路拡幅、上下水道整備、緑地のエリア整備を行い、

令和7年12月の施設稼働を予定しております。

また、令和3年度からの工事期間中と稼働後1年間において、環境影響評価事後調査を予定しております。

閲覧 ありがとうございます。
本資料に関する御質問等は
電子メールで対応させていただきます。

意見提出先

メールアドレス: atsugi-aiko@r3.dion.ne.jp

件名: 第4回事業報告会に関する質問

※件名が未記載だと、システムで迷惑メールとして処理されてしまう可能性があるので、件名に「第4回事業報告会に関する質問」と記載願います。

※回答を希望される場合は、氏名、住所、メールアドレスを記入してください。記載がない場合、回答先不明のため回答できませんので、意見の表明として処理させていただきます。